

介護保険料の改定

図 高齢いきがい課 ☎443

保険料基準額は年額44,600円(第4段階の方)

●年齢65歳以上の方の保険料を改定

介護保険は、40歳以上の方が納める保険料と公費(税金)を財源として、介護を必要とする方が費用の一部を負担することで、サービスを利用できる仕組みとなっています。

介護保険に係る費用が増えると、財源となる保険料の額を引き上げて補わなければなりません。今後どのくらいの方がどのような介護保険サービスを利用していくかなどの費用を見込み、財源となる保険料を改定していく必要があります。市では、平成18年度から20年度までの3年間で、介護保険に係る費用は、およそ70億7,500万円になると見込んでいます。[表1]

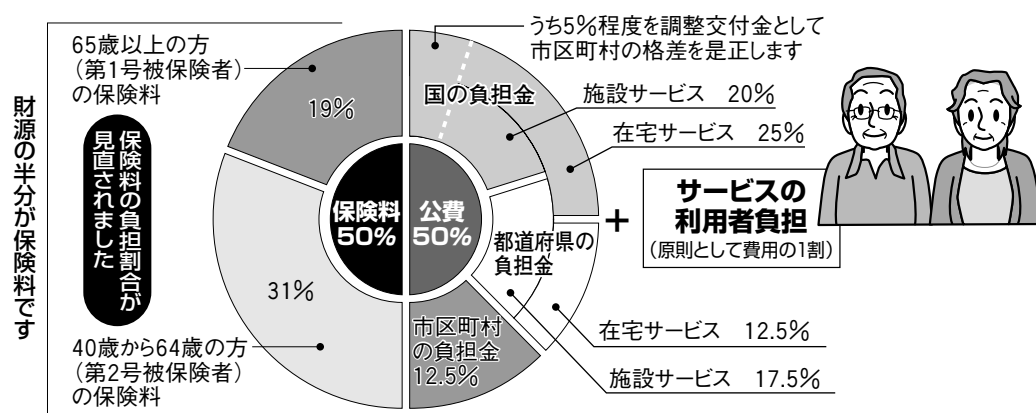
このようなことから、65歳以上の方に納めていただく介護保険料額を改定しました。なお、基準となる第3段階の方の平成17年度の年額保険料は36,200円でしたが、新しい標準6段階保険料では、平成18年度から20年度までの基準となる第4段階の方の保険料額は年額8,400円増え、44,600円となります。

表1 介護保険にかかわる費用 (単位:千円)

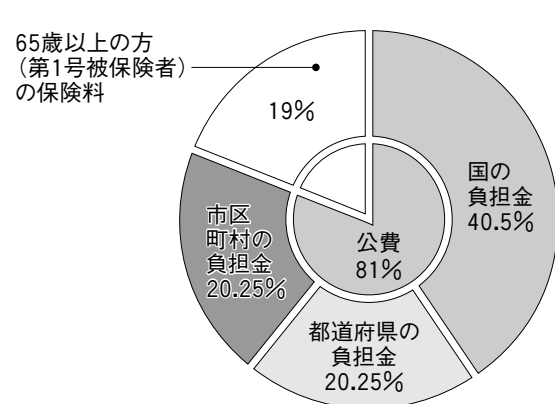
	平成18年度	平成19年度	平成20年度
在宅サービス給付費	1,006,374	981,226	958,336
地域密着型サービス給付費	168,579	168,579	216,894
施設サービス給付費	787,200	872,806	1,137,382
介護予防サービス給付費	0	126,046	234,264
地域支援事業費	11,007	41,663	73,704
特定入所者介護サービス費	66,189	69,946	84,541
高額介護サービス費	15,932	19,119	22,943
審査支払手数料	3,445	4,066	4,797
計	2,058,726	2,283,451	2,732,861
3年間の合計	7,075,038		

●介護保険の財源

[介護給付事業・地域支援事業(介護予防事業)]

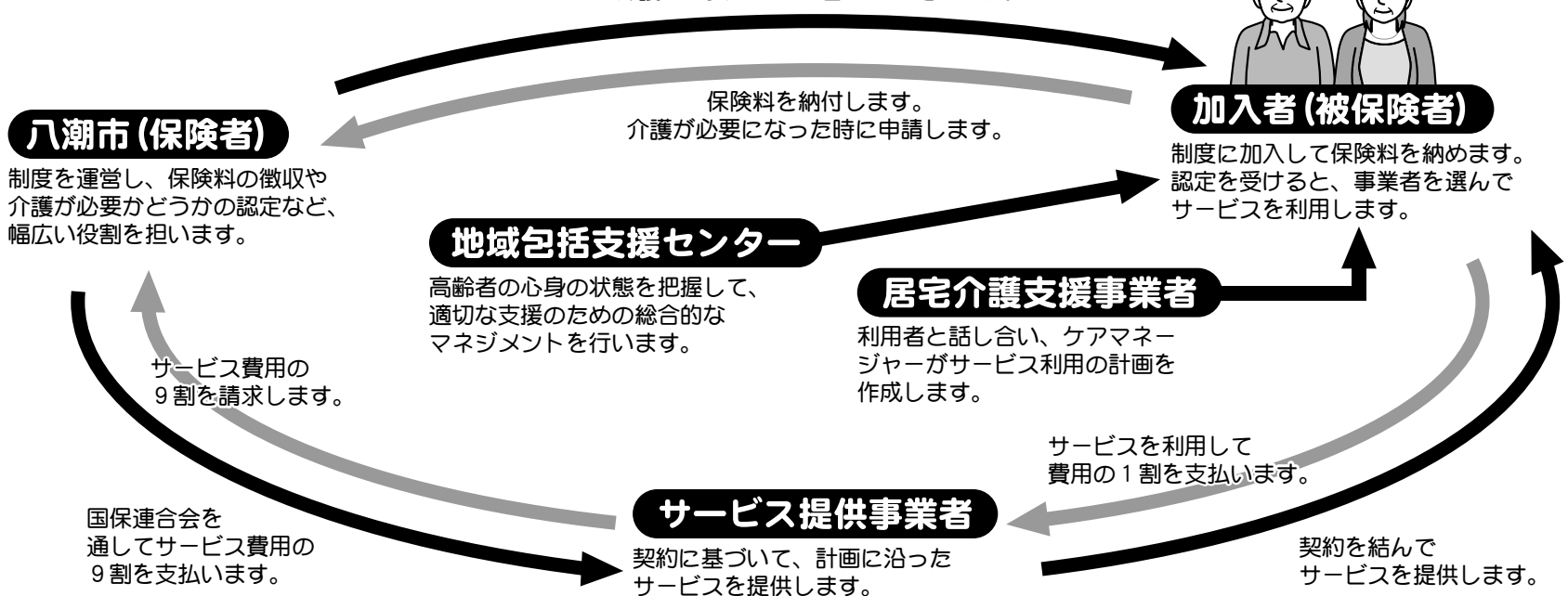


[地域支援事業(包括的支援・任意事業)]



●介護保険制度のしくみ

被保険者証を交付し、保険料を徴収します。介護が必要かどうか審査・認定します。



●介護保険料基準額の決め方 ※65歳以上の方(第1号被保険者)

介護保険料は、介護サービスにかかる費用に応じて市区町村ごとに算定されます。

3年ごとに見直される介護保険事業計画に基づいて、3年間(平成18年度から20年度まで)に見込まれる介護サービス給付費をまかなえるように、次の算式により保険料基準額が設定されます。

$$\text{保険料基準額(年額)} = \frac{\text{市の介護サービス総費用のうち第1号被保険者負担分(1,735,237千円)}}{\text{市の第1号被保険者数(65歳以上の人数38,917人(3年間合計))}}$$

44,600円

保険料の決め方

保険料基準額を基に、所得段階に応じて保険料の額が決まります。今年度から所得の低い方の負担能力により、きめ細かく対応できるよう保険料の段階が5段階から6段階に見直されています。

改正前（平成15年度～17年度）

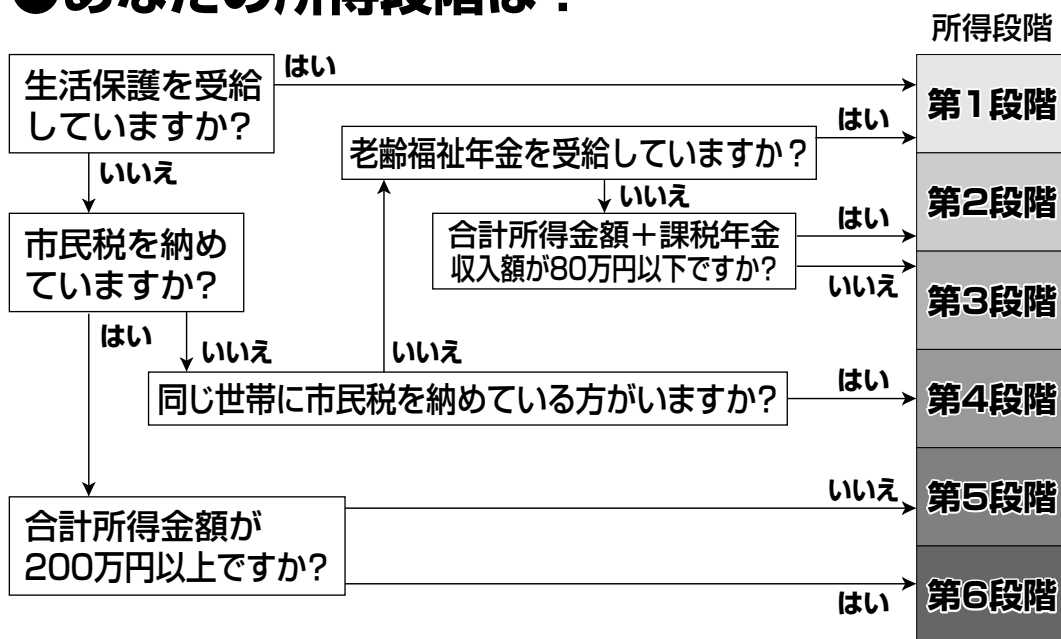
所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	・生活保護の受給者 ・市民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者	18,100円 (基準額×0.5)
第2段階	本人および世帯全員が市民税非課税の方	27,100円 (基準額×0.75)
第3段階	本人が市民税非課税の方（世帯内に市民税課税者がいる場合）	36,200円 (基準額)
第4段階	本人が市民税課税者で前年中の合計所得金額が200万円未満の方	45,200円 (基準額×1.25)
第5段階	本人が市民税課税者で前年中の合計所得金額が200万円以上の方	54,300円 (基準額×1.5)

改正後（平成18年度～20年度）

所得段階	対象者	保険料(年額)
第1段階	・生活保護の受給者 ・市民税世帯非課税で老齢福祉年金の受給者	22,300円 (基準額×0.5)
第2段階	世帯全員が市民税非課税であり、本人が年金収入80万円以下で年金以外に所得がないなど	22,300円 (基準額×0.5)
第3段階	本人および世帯全員が市民税非課税で、第2段階に該当しない場合	33,400円 (基準額×0.75)
第4段階	本人が市民税非課税の方（世帯内に市民税課税者がいる場合）	44,600円 (基準額)
第5段階	本人が市民税課税者で前年中の合計所得金額が200万円未満の方	55,700円 (基準額×1.25)
第6段階	本人が市民税課税者で前年中の合計所得金額が200万円以上の方	66,900円 (基準額×1.5)

なお、平成17年度の税制改正により、年齢65歳以上で前年の合計所得金額が125万円以下の方の非課税措置が廃止されることに伴い、所得が変わらないのに保険料が大きく変わることが起こらないよう、平成18年度から2年間については保険料の緩和措置が行われます。

●あなたの所得段階は？



介護保険料の減額などを行っています

低所得の方を対象に、介護保険料の減額を行っています。対象となるのは、次の要件をすべて満たす方です。対象の方は第3段階保険料の3分の1が減額されます。

減額を希望される場合は、市への申請を行ってください。（保険料第3段階の方には、保険料の納入通知書に減額のご案内を同封して送付します）

また、特別な事情で保険料が納められなくなった時は、減額のほかに、徴収猶予や免除されることもありますので、介護保険の窓口でご相談ください。

『保険料減額対象要件』

- ①介護保険料第3段階（世帯全員が市民税非課税）
- ②一緒に住んでいる方全員の年間収入が150万円以下
- ③市民税課税者と生計を共にしていない
- ④市民税課税者から扶養を受けていない
- ⑤自宅を除き、活用できる資産がない
- ⑥一緒に住んでいる方の預貯金の合計額が400万円以下

●保険料の納め方

原則として年金（特別徴収）から納めていただきます。年金額によって、納め方は2種類に分かれています。

特別徴収

対象…年金が年額18万円以上の方
（新たに遺族年金と障害年金が特別徴収の対象となりました）

納め方…年6回の年金受け取りの際に、年金の受給額から介護保険料があらかじめ差し引かれます。

普通徴収

対象…年金が年額18万円未満の方
納め方…送付される納入通知書に記載されている納期までに、介護保険料を個別に市へ納めます。
※納付には「安全・確実・便利」な、口座振替をおすすめします。手続きは、納入通知書・預貯金通帳・通帳登録印鑑を持って市指定の金融機関等にお申し込みください。

4月・6月・8月の納付	10月・12月・2月の納付
前年の所得が確定していないため、暫定的に前年度2月分の保険料額を納付します。（仮徴収）	前年の所得を基に、年間の保険料を算出し、そこから仮徴収分を除いて調整された金額を納付します。

年金が年額18万円以上の方でも次の場合は、介護保険料を個別に市へ納めます。

- 年度途中で65歳になったとき
 - 年度途中で他の市区町村から転入したとき
 - 年度途中で保険料額や年金額が変更になったとき
 - 年度の初め(4月1日)時点で年金を受けていなかったとき など
- ※平成18年10月から、年度途中で65歳になった方や、他の市町村から転入された方などについても、すみやかに特別徴収へ切り替えられることになります。

【保険料を納め忘れ(滞納)している】

介護保険料を滞納している方が介護保険サービスを利用する場合は、次のような措置がとられますので、納め忘れのないよう注意してください。

1年以上滞納すると

利用者が費用の全額(10割)を一度負担し、その後申請により費用の9割の払い戻しを受けることになります。

1年6カ月以上滞納すると

利用者が費用の全額を負担し、申請後も給付の一時差し止めや給付額から滞納保険料を差し引く場合があります。

2年以上滞納すると

滞納期間に応じて、一定期間、利用者負担が1割から3割に引き上げられる場合などがあります。